



福岡医発第1889号(地)  
平成25年11月 2日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公印省略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する  
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び同局安全対策課長連名により別添のとおり周知及び指導方依頼があった旨、福岡県保健医療介護部薬務課長より通知がありましたので連絡申し上げます。

本件は、平成25年10月18日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされたものです。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

25薬第528号-5  
平成25年10月25日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長  
(監視係)



新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する  
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

標記について、別添の写しのとおり、平成25年10月18日付薬食審査発  
1018第1号及び薬食安発1018第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課  
長及び安全対策課長連名通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対し  
て周知いただきますようお願いいたします。



薬食審査発 1018 第 1 号

薬食安発 1018 第 1 号

平成 25 年 10 月 18 日

各 〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬食品局安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する  
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、平成 25 年 10 月 18 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及びご指導方よろしくお願いいたします。



1. 一般名：バンコマイシン塩酸塩

販売名：塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g

会社名：塩野義製薬株式会社

追記される予定の効能・効果：

・＜適応菌種＞

バンコマイシンに感性のメチシリン耐性コアグラエ陰性ブドウ球菌 (MRCNS)

＜適応症＞

敗血症、感染性心内膜炎、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、骨髓炎、関節炎、腹膜炎、化膿性髄膜炎

・バンコマイシンに感性のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 又はMR CNS感染が疑われる発熱性好中球減少症

対象の用法・用量：

通常、成人にはバンコマイシン塩酸塩として1日2g (力価) を1回0.5g (力価) 6時間ごと又は1回1g (力価) 12時間ごとに分割して、それぞれ60分以上かけて点滴静注する。なお、年齢、体重、症状により適宜増減する。

高齢者には、1回0.5g (力価) 12時間ごと又は1回1g (力価) 24時間ごとに、それぞれ60分以上かけて点滴静注する。なお、年齢、体重、症状により適宜増減する。

小児、乳児には、1日40mg (力価) /kgを2～4回に分割して、それぞれ60分以上かけて点滴静注する。

新生児には、1回投与量を10～15mg (力価) /kgとし、生後1週までの新生児に対しては12時間ごと、生後1ヵ月までの新生児に対しては8時間ごとに、それぞれ60分以上かけて点滴静注する。

2. 一般名：組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来)

販売名：①ヘプタバックスⅡ、②ビームゲン (0.25mL1瓶、0.5mL1瓶)

会社名：①MSD株式会社、②一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

B型肝炎ウイルス母子感染の予防 (抗HBs人免疫グロブリンとの併用)

変更後の用法・用量 (予定)：

通常、0.25mLを1回、生後12時間以内を目安に皮下に注射する。更に、0.25mLずつを初回注射の1箇月後及び6箇月後の2回、同様の用法で注射する。ただし、能動的HBs抗体が獲得されていない場合には追加注射する。

※ 変更予定は下線部

追記される予定の用法・用量に関連する接種上の注意：

B型肝炎ウイルス母子感染の予防における初回注射の時期は、被接種者の状況に応じて生後12時間以降とすることもできるが、その場合であっても生後できるだけ早期に行うこと。

3. 一般名：①②乾燥抗HBs人免疫グロブリン、③④抗HBs人免疫グロブリン

販売名：①ヘプスブリン筋注用200単位、ヘプスブリン筋注用1000単位、②乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチャク」、乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチャク」、③抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「日赤」、抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「日赤」、④ヘパトセーラ筋注200単位/mL (200単位1mL1瓶、1,000単位5mL1瓶)

会社名：①③一般財団法人日本血液製剤機構、②日本製薬株式会社、④一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

新生児のB型肝炎予防（原則として、沈降B型肝炎ワクチンとの併用）

変更後の用法・用量（予定）：

初回注射量は0.5～1.0mLを筋肉内に注射する。初回注射の時期は生後5日以内とする。なお、生後12時間以内が望ましい。また、追加注射には、体重1kg当たり0.16～0.24mLを投与する。

※ 変更予定は下線部